

第1章 文化財保存活用地域計画の作成

1. 地域計画作成の背景と目的

(1) 作成の背景

下野市は平成18年(2006)1月10日に、南河内町・石橋町・国分寺町が合併して誕生した、栃木県の中南部、都心から80km圏内に所在する市である。

本市は、^{しもつげのくに}下毛野国の支配領域を示す「しもつげ古墳群」や下毛野国造氏族である下毛野氏の氏寺である「下野薬師寺跡」など、下毛野国造領域から下野国が成立する過程を示す重要な遺跡が集中するという歴史的特性を有している。現在、本市では東国における飛鳥時代の変遷を表す遺跡が集中するという歴史的特性を「東の飛鳥」と名付け、歴史を活かしたまちづくりを推進している。また、国指定史跡下野薬師寺跡、史跡下野国分寺跡、史跡下野国分尼寺跡が所在していることから、合併以前より史跡整備事業を実施し、文化財を活用したまちづくりが進められてきた。

しかし、近年の社会情勢等の変化により文化財に関する保存・活用に様々な課題が生じてきている。市内に所在する埋蔵文化財包蔵地では、宅地造成等による開発が急増し、これまで守られてきたしもつげ古墳群の隣接地まで開発行為が及んでいる。下野薬師寺跡・下野国分寺跡・下野国分尼寺跡については、第1次整備が完了して様々なイベント等で活用されているが、点在するこれらの史跡を複合的に結び付け、活用するための手段・方法については、これまで各史跡の整備を優先していたため検討が進められていなかった。また、市内に残されている特徴的な祭礼や伝統行事等も少子高齢化等の影響により、継承が困難になりつつあり、早急な対策が求められている。

そのため、市内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えてその周辺環境まで含めて活用を図るために、平成28年(2016)11月に『下野市歴史文化基本構想』を作成した。『下野市歴史文化基本構想』をもとに、文化財を観光に活かす取組を進めるため、平成29年度に創設された「観光拠点形成重点支援事業」の採択を受けて庁内組織及び観光協会等の外部組織から構成される「下野市の歴史文化を活用した観光振興協議会」を設立し、CGを活用した文化財の情報発信や市内の文化財を案内するボランティアの養成等の取組を行うとともに、市内の特徴的な文化財を活かしたまちづくり事業を「東の飛鳥プロジェクト」と名付け、市の文化財を活用した東の飛鳥ブランド(商標登録済み)によるグッズ制作や、文化財を活用したシンポジウムの開催等に取り組んでいる。

また、『第二次下野市総合計画』のなかで、地域の人々の活動や地域に残る自然、文化を重要視したまちづくりを目指すとともに、平成29年(2017)3月に作成した『下野市都市計画マスタープラン』において、歴史文化遺産の保全・活用が基本方針の一つとして位置付けられた。

このような現状を受けて、平成31年(2019)3月に市の景観やまちづくりに対する市民の意識向上や歴史を核としたまちづくりを推進するために、平成20年(2008)11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称「歴史まちづくり法」)

に基づく『下野市歴史的風致維持向上計画』を作成し、歴史を活かしたまちづくりに関する各種ハード・ソフト事業を推進している。

国においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」の「観光先進国」への「3つの視点」の一つである「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」のなかで、「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」するための改革として、文化財を核とする観光拠点の整備等を掲げ、文化財を地域の活性化に結び付ける施策が講じられた。また、平成30年（2018）6月の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定と市町村が作成する文化財保存活用地域計画等の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化され、平成31年（2019）4月より施行されることとなった。

このような背景のもと、下野市の歴史を活かしたまちづくりの理念と基本方針を継承し、歴史文化の特性に基づき、文化財の保存・活用のための目標や取組の具体的内容を定めたアクション・プランである『下野市文化財保存活用地域計画』の作成を目指すこととした。

地域計画作成後は、本計画や『下野市歴史的風致維持向上計画』によって再発見された本市の魅力ある文化財を発信し、市民の郷土愛の醸成や全国での認知度の向上を図りながら、歴史や文化を活かしたまちづくりに関する事業の具現化を目指す。

なお、地域計画の中で示す「文化財」とは、指定の有無や類型に関わらず、下野市の歴史や文化を示す地域の資産を指す。また、下野市の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境も含めたものを「歴史文化」とする。



(2) 作成の目的

当市には古来より受け継がれてきた多様な文化財が存在する。これらの文化財を地域の人々の活動や周辺環境まで含めて官民協働で適切に保存し、市内外にその魅力を発信するとともに教育や観光の資源として活用し、住民の地域に対する愛着や誇りを醸成させ、歴史を活かしたまちづくりに繋げていくことを目的として、下野市文化財保存活用地域計画を作成する。

作成に当たって、下記の6つの着目点から目的を整理した。

着眼点		作成の目的
1	市内の文化財を総合的に把握し、現状を整理・確認する	市民ボランティア等の協力を得ながら、地域に受け継がれている文化財を把握するための悉皆調査を進める。
2	文化財の特徴を適切に守り、伝える	古代の遺跡だけでなく、有形・無形にかかわらず受け継がれてきた下野市の歴史文化を構成する多様な文化財を対象とし、制度や支援等の拡充とともに、個々の文化財の適切な保存、文化財相互や周辺環境との関係に基づく文化財の本質的価値を守り伝える。
3	文化財に関する情報を共有する	悉皆調査で新たに判明した社寺に付属する仏像や燈籠等の石塔群、市内小中学校の沿革に関する資料、これまで旧3町の町史編纂事業で収集された情報、さらに埋蔵文化財の調査等により、新たに収集された資料等を整理し、本市の歴史的全体像と詳細な内容を個別に把握する。地域の個性を明確に提示することで、行政と市民の双方が情報の共有化を図り、新たな計画づくりを目指す。
4	文化財を大切に思う心を育む	文化財に関わる全ての事象について、これまで地域住民等によって育まれてきた文化財を尊重し、市民自ら保存活用に取り組む姿勢を整える。市民が「市を代表する国・県・市指定文化財」を身近に感じとれる環境を整え、「地域で保存継承されてきた文化財」を周知し、「下野市に住む誇り」を持ってもらう。
5	市民参加による文化財保存活用の体制を整備する	市内の文化財は、市民にとっても共有の財産である。その財産を最大限に活用できるような視点を整理し、市民と行政が協働して計画を遂行できる体制を整備する。
6	文化財の魅力をまちづくりに活かす	下野市が『第二次下野市総合計画』で掲げる「文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」の視点を踏まえ、文化財保存活用地域計画とまちづくりの総合的な計画等の関連計画と連携を図り、市の文化財の魅力を一層効率的・効果的に発信し、まちづくりに活用する。

(3) 計画期間

地域計画の計画期間は、本市の市政運営の最上位計画である『第二次下野市総合計画』の後期基本計画及び教育分野の上位計画である『下野市教育大綱』、『下野市教育振興計画』を踏まえつつ、他の関連する計画の計画期間との整合性や地域の実情を考慮し、令和2年(2020)度から令和7年(2025)度までの6年間とする。

なお、社会的な要因や調査・整備の進捗、財政状況、また計画に記載した措置等の取組の進捗状況を適宜確認し、計画の内容あるいは期間の見直しを適宜行うこととする。

地域計画と 関連計画	計画期間						
	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)	R06年度 (2024)	R07年度 (2025)	R08年度～ (2026)～
地域計画	第1次計画						第2次計画
							改定
第2次 総合計画	～前期計画	後期計画～	基本構想				改定
教育大綱 教育振興計画	改定	2期計画					
歴史的風致 維持向上計画							～R09年度

(4) 作成体制

地域計画を作成するにあたり、下野市教育委員会事務局文化財課が主体となり、関係機関の助言等を受けながら素案を作成した。作成した素案をもとに、学識経験者や市内のまちづくり団体等から構成される「下野市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下、推進協議会という。）」で検討を進め、議論を深めながら計画案の審議と市長への提案を行った。

計画案は、市民へのパブリックコメントを経て、市長が『下野市文化財保存活用地域計画』として決定し、認定の申請を行った。

地域計画作成の経過

開催年月日		内 容
平成 30 年度	2019年3月	第1回（平成30年度第1回）推進協議会
	2019年3月	シンポジウムの開催
令和 元 年度	2019年6月	第2回（令和元年度第1回）推進協議会
	2019年8月末	文化財の防犯・防災状況についてのアンケート実施
	2019年9月	文化庁協議：下野市文化財保存活用地域計画（案）について
	2019年11月	シンポジウムの開催
	2019年12月	第3回（令和元年度第2回）推進協議会
	2020年1月	文化庁協議：下野市文化財保存活用地域計画（案）について
	2020年2月	第4回（令和元年度第3回）推進協議会
	2020年3月	文化財保護審議会 パブリックコメント
令和 2 年	2020年4月	パブリックコメントによる意見反映
	2020年6月	推進協議会へ進捗報告（書面にて実施）
	2020年7月	国へ認定申請

下野市文化財保存活用地域計画推進協議会 委員

氏 名		所 属 等	備 考
1	橋本 澄朗	栃木県考古学会元会長	会長
2	小林 利孝	下野市文化財保護審議会会長	副会長
3	安高 尚毅	小山工業高等専門学校建築学科准教授	
4	粕谷 浩	(株)道の駅しもつけ	
5	黒須 重光	児山城址守り隊	
6	杉谷 一男	下野薬師寺ボランティアの会	
7	舘野 正治	下野市小中学校校長会会長	～平成30年度
	海老原 忠	下野市小中学校校長会代表	令和元年度～
8	小島 教敬	薬師寺八幡宮宮司	
9	武川 夏樹	栃木県教育委員会事務局文化財課	
10	篠崎 茂雄	栃木県立博物館人文課長	
11	川嶋 恵美子	下野市観光協会事務局長	～令和元年度
	山内 隆匡	下野市観光協会事務局長	令和2年度～
12	野澤 等	下野市立しもつけ風土記の丘資料館館長	～平成30年度
	長 勲	下野市立しもつけ風土記の丘資料館館長	令和元年度～
13	近藤 善昭	下野市建設水道部都市計画課長	～平成30年度
	伊澤 仁一	下野市建設水道部都市計画課長	令和元年度～
14	濱野 岳仁	下野市産業振興部商工観光課長	～平成30年度
	伊澤 巳佐雄	下野市産業振興部商工観光課長	令和元年度～
15	手塚 芳子	下野市教育委員会事務局生涯学習文化課長	～令和元年度
	篠崎 正代	下野市教育委員会事務局生涯学習文化課長	令和2年度～
16	山口 耕一	下野市教育委員会事務局文化財課長	
17	下谷 淳	下野市教育委員会事務局文化財課	事務局
18	橋本 高志	下野市教育委員会事務局文化財課	事務局
19	諏訪 晶子	下野市教育委員会事務局文化財課	事務局

※各文化財分野については、下野市文化財保護審議会にて意見を聴取している。

(5) 計画の進捗管理と自己評価の方法

地域計画の着実な実施のため、計画期間の終了年度である令和7年(2025)度に計画の進捗について自己評価を行い、推進協議会に報告する。また、同時期に地域計画の改定作業を行い、自己評価と推進協議会での指導・助言を踏まえて次期地域計画を作成する。

2. 地域計画の位置づけと関連計画

(1) 地域計画の行政的位置づけ

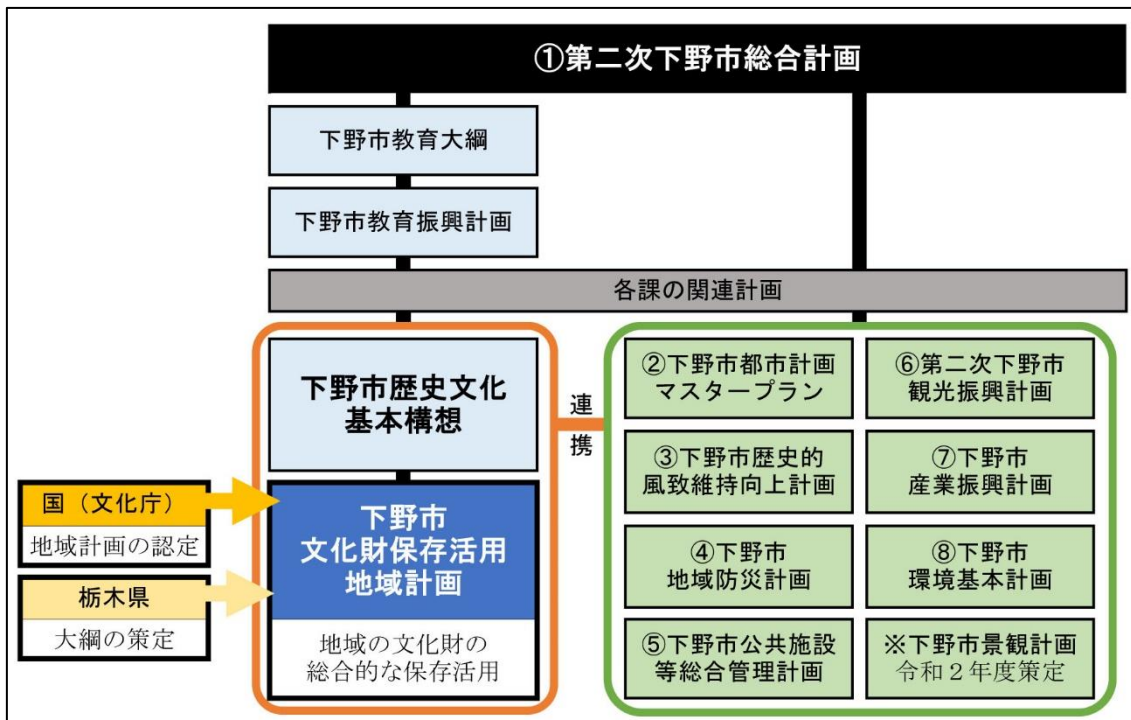
本市の最上位計画は、平成28年(2016)3月に策定された『第二次下野市総合計画』であり、同年3月に定めた『下野市教育大綱』・『下野市教育振興計画』(計画期間:平成28年度~32年度)は、本市の教育分野の中長期的な方針であり、基本計画である。

「下野市教育大綱」 下野市の教育目標や施策の根本となる方針について定めるものであり、地域の実情を反映した教育、学術及び文化の振興に必要なさまざまな施策を展開する上での指針。

「下野市教育振興計画」 教育基本法第17条第2項に基づく教育振興計画として、平成25年(2013)6月に作成された「国の教育振興基本計画(第2期)」を参酌しつつ、本市の教育振興を図るために定める基本的な計画。

このほか、商工観光課では、平成31年(2019)に『第二次下野市観光振興計画』を作成、環境課において平成30年(2018)に『下野市環境基本計画』を改訂しており、教育委員会以外の視点から下野市の文化財に関する魅力的な情報の発信や環境の保護等について検討がなされている。また、都市計画課では平成29年(2017)に『下野市都市計画マスタープラン』を改定し、本市の特徴ある景観の保全、観光資源への活用を推進するとしているほか、景観計画の策定を進めている。

地域計画はこれらを上位・関連計画として位置づけ、整合性を図り、文化財保護の分野における総合的な指針かつ具体的な施策の方向性を示すものである。地域計画のもとに個別の文化財保護関連施策を推進するとともに、各課の関連計画と連携し、横断的な施策への取組や事業を展開する。



文化財保存活用地域計画の行政的位置づけ

(2) 関連計画・事業

①第二次下野市総合計画

作成年月：平成 28 年（2016）3 月、計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度

基本構想・基本計画（前期基本計画：平成 28 年度から令和 2 年度）・実施計画から構成される。市の将来像を「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市 ～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～」、まちづくりの基本理念を「人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市」と定め、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼としている。

前期基本計画の分野別に掲げた 6 つの基本目標のうち、教育文化における目標は「目標 2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」で、豊かな自然環境や歴史ある文化の継承と活用による学ぶ機会の創出により、元気な市民が集い、生き活きと活動するまちを目指している。さらに「目標 4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり」と定められており、産業振興や地域資源の活用について定められている。

【基本構想】

第 4 章 下野市の強みと弱み

栃木県の歴史を語る上で重要な史跡が残されています。

- ・市内で約 1 万 2 千年前の人々が定住したことがわかる遺跡が発見され、5 世紀後半には複数の大型前方後円墳が造られ、8 世紀には古代東国における行政・文化の中心地として下野薬師寺・下野国分寺・尼寺が建立されました。江戸時代には五街道の一つである日光街道の宿場町（小金井宿・石橋宿）が栄え、小金井一里塚も古代寺院跡とともに国史跡として保存されています。これらの歴史を活かし、子どもたちの誇りや愛着につながるよう、貴重な文化財を次世代に継承するとともに観光資源として活用することが必要です。

第 8 章 施策大綱

[産業観光]目標 4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

- ・第 1 次産業から第 3 次産業までの各産業が連携し、地域での雇用の創出と観光による交流が生まれるまちを目指します。
- ・具体的には、全国一の生産量を誇るかんぴょうをはじめ、米麦や露地野菜、施設園芸、畜産などを中心に農業振興を図り、多様な産業の連携による 6 次産業化を図るとともに、工業・商業の振興による雇用の創出を図ります。
- ・自然・歴史・文化などの地域資源に更なる磨きをかけるとともに、下野ブランドの充実に取り組み、新たな観光資源の掘り起こしなどの観光振興を図り、シティセールスを推進します。

【前期基本計画】

第 4 章 施策概要

基本施策 4-3 魅力あふれる観光まちづくり

5 年間で目指すべき姿「多彩で魅力的な地域資源を活かした観光まちづくり」

- ・本市には下野薬師寺跡や下野国分寺跡などの国指定史跡や姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールとの交流に起因したグリムの館、更に広域交流拠点となる道の駅しもつけなど魅力的な地域資源が多数あります。これら個々の魅力向上を推進するとともに、誘客を図るための積極的な情報発信や点在する地域資源の連携による新たな観光を創出する必要があります。また、市民や関係団体と連携した、協働による観光振興が重要となっています。

②下野市都市計画マスタープラン

作成年月：平成29年（2017）3月改定、計画期間：平成29年度～令和7年度

本市の将来都市像を「快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり」とし、総合計画の分野別計画として、市の都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業、保全）に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定めている。

改訂版では、JR3駅を中心としたコンパクトシティの形成、市役所庁舎周辺の計画的なまちづくり、広域交通ネットワークを活かした産業拠点づくり、北関東自動車道スマートIC設置等の新たな目標を位置づけるとともに、これまで取り組んできた都市計画分野の取組についても一層の充実を目指している。

第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系整備の基本方針
3. 居住環境整備の基本方針
4. 自然環境の保全・活用の基本方針
5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針

【基本的な考え方】

- ・地域遺産の活用による歴史・文化の感じられる景観の保全など、本市が誇る豊かな景観として保全を図ります。
- ・市街地や集落においては、自然環境や歴史・文化などの地域遺産と調和した本市独自の魅力ある都市的景観の形成を図ります。
- ・景観形成においては、市民・行政の「協働」を基本に、景観資源とそれらを守り育てる活動による総合的な取組を図り、本市の魅力ある景観の持続的な維持・向上を目指します。

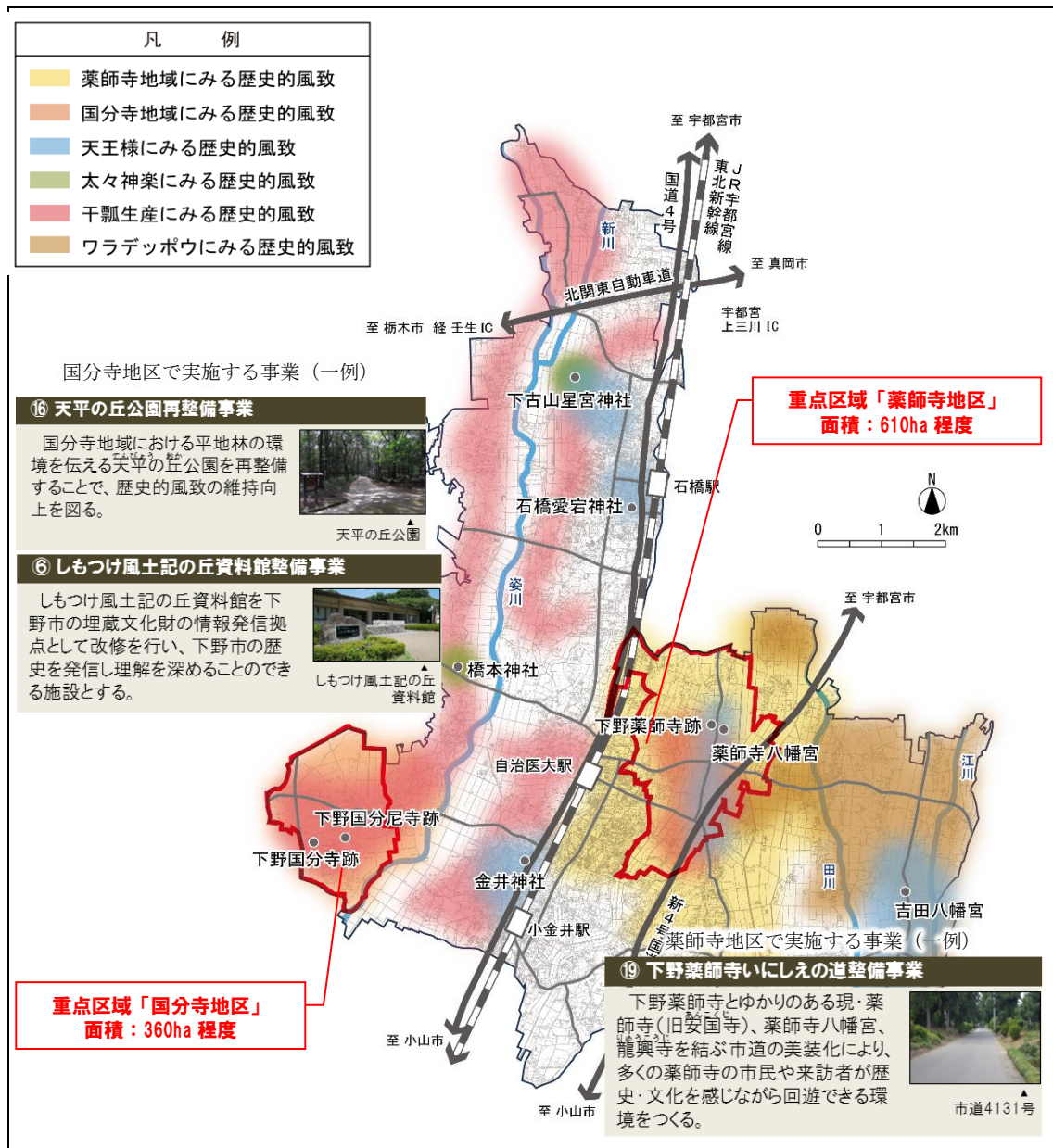
【実現方策】（第6章）

- ・歴史まちづくり法に基づく施策（「下野市歴史文化基本構想」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定）
- ・景観法に基づく施策（景観行政団体の指定、「景観計画」の策定）
- ・社会資本整備総合交付金
- ・風致地区

③下野市歴史的風致維持向上計画

作成年月：平成31年（2019）3月、計画期間：平成31年度～令和10年度

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、本市固有の歴史的建造物とその周辺で行われる祭礼等から構成される歴史的風致を活用し、まちづくりを推進することを目的として作成された。この計画では、市長部局の都市計画課と教育委員会事務局文化財課が連携し、設定した6つの歴史的風致が残されている地域を中心に、まちづくりに関する事業を展開する。なお、国指定史跡の下野薬師寺跡や下野国分寺跡、下野国分尼寺跡及びその周辺地域を重点区域として定め、下野薬師寺跡や下野国分尼寺跡の保存整備事業や下野薬師寺跡周辺道路の修景整備事業、史跡とともに保全されてきた平地林を活かした天平の丘公園再整備事業等に取り組む。



④下野市地域防災計画

作成年月：平成28年（2016）3月改訂

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び下野市防災会議条例（平成18年条例第17号）第2条の規定に基づき下野市防災会議が作成する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めている。

3. 第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編**2** <2. 応急>第17節 文教施設等応急対策

文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

5 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

- ・文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者とする
- ・災害発生時は直ちに被害状況を市教育委員会に通報する
- ・市教育委員会は、被害状況を速やかに県に報告し、被災状況によって係員の派遣を求める

(2) 災害状況の調査、復旧対策

- ・市教育委員会は、災害発生の場合、文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する
- ・被害状況の詳細を調査し、復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する

2 <3. 復旧・復興>第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

- ・公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業

文化財

(3) 文教施設等災害復旧事業

2 <4. 火災・事項>第1節 火災対策

3 火災に対する建築物等の安全化

(2) 文化財等の安全対策の推進

- ・市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、安全対策の推進を図る
- ア 文化財等の所有者又は管理団体又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う
- イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る
- ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る

⑤下野市公共施設等総合管理計画

作成年月：平成 29 年（2017）、計画期間：平成 29 年度～令和 28 年度

国の『インフラ長寿命化基本計画』に対する下野市の行動計画。下野市の将来的な人口・財政状況を見通して、下野市が管理する学校、庁舎などの公共施設や道路、下水道などの都市基盤施設等の総合的かつ計画的な更新・統廃合・長寿命化に取り組むため策定された。

文化財に係る公共施設である、文化施設や公園施設等についても方針が示されている。

第 3 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

6. 公園施設

- ・大光寺児童公園（便所）、下石橋児童公園（便所）、石橋中央公園（便所）、笹根公園（便所）、天平の丘公園（資料館、研修棟、野外ステージ、便所等）、柴公園（便所）の 6 施設については、築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・別処山公園、祇園原公園、諏訪山公園及び蔓巻公園については、研修施設やスポーツ施設を兼ねていることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

9. 社会教育施設

- ・南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・国分寺図書館、石橋図書館以外の施設についても、今後、民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、維持管理・運営の効率化を図っていくことが必要です。
- ・利用料収入が発生する公民館については、使用料の見直しに伴う利用動向等を踏まえて受益者負担の適正化を図っていくことが必要です。
- ・南河内公民館、南河内東公民館、生涯学習情報センターは、地域のニーズや利用状況に応じ、統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。

10. 文化施設

【対象】下野薬師寺歴史館（直営）、国分寺跡発掘調査倉庫（直営）、グリムの館（指定管理）、しもつけ風土記の丘資料館（直営）

- ・グリムの館は指定管理者制度の導入、稼働率の向上、利用者の増加など、施設の効率的な運営がすでになされている状況ですが、市民アンケート結果からは、一部の市民のみの利用である状況や、施設の優先度に関して市民の関心が低い状況であることから、受益者負担のあり方について検討が必要です。

【用途別基本方針（文化施設）】

- ・文化施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。
- ・文化財倉庫（国分寺跡発掘調査倉庫）は、他施設の空きスペースの活用など、移転統合を図ります。

⑥第二次下野市観光振興計画

作成年月：平成31年（2019）改定、計画期間：平成31年度～令和5年度

平成30年（2018）7月から「下野市観光振興計画（第二次）作成委員会」を開催し、令和2年（2020）開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド効果、令和4年（2022）開催の第77回国民体育大会「いちご一会栃木国体」による交流人口の増加を見据え、下野市の観光にかかる課題、基本方針、各施策等について協議・検討を重ねて計画案を作成し、パブリックコメントによる意見聴取等を経て、策定した。

新旧の観光資源の連携・ネットワーク化を図り、「来訪者が何度でも訪れたい観光の創出」を基本方針とする。

現在の観光事業の課題

- 課題1：観光資源と連携した新たな事業の創出
- 課題2：近隣市町との連携
- 課題3：天平の丘公園の再整備
- 課題4：歴史文化資源を活用した観光振興
- 課題5：インバウンドへの対応

観光振興における施策体系

基本施策1「魅力ある観光の推進」

- 施策1-1：観光プロモーションの推進
- 施策1-2：観光協会の充実・強化【重点施策】
- 施策1-3：観光施設の環境整備・充実
- 施策1-4：郷土愛の醸成

基本施策2「観光資源の創出」

- 施策2-1：新たな観光資源の開拓【重点施策】
- 施策2-2：下野ブランドの拡充・活用
- 施策2-3：広域観光との連携・推進

基本施策3「インバウンド対策」

- 施策3-1：インバウンド対策



歴史遺産と観光関連施設分布マップ

⑦第二次下野市産業振興計画

作成年月：令和2年（2020）3月、計画期間：令和2年度～令和6年度

本市の産業の現状把握と分析から導き出された課題の解決に向け、本市の特色を活かし、市民や事業者をはじめ、多様な主体と連携協力して市内産業を守り・育て、新たな産業を育むことにより、地域の活性化を図ることを目的として策定された。

第5章 これからの産業振興と具体的な取組

- ・基本目標1 商工業の基盤強化・活性化
- ・基本目標2 新たな産業の誘致・育成
- ・基本目標3 地域ブランドの創出・展開

（1）下野ブランドを活用した認知度・満足度向上

『下野』という名前は、知名度が低く、『しもつけ』と読んで（呼んで）もらえることが容易ではなく、下野ブランド事業の開始から7年を経過した現在も同様です。

下野市には全国に誇れる歴史・文化的資源があり、災害も少なく農作物の生産・出荷も安定しています。下野ブランドを市内外に広く発信することで、『下野市』の知名度を高め、地域経済の発展、人的交流の拡大、地域の活性化を図ります。

〔個別施策〕

ア．認知度・満足度アップへ

イ．かんぴょうの消費拡大へ

生産量が日本一、市民の認知度も高いかんぴょうですが、生産農家の高齢化等による生産者の減少の他、特産品と言いつつも家庭での消費量は少ない状況です。

地元農家や市内商店と連携し、かんぴょう料理の開発や栄養価や食べ方を教わる料理教室などを実施し、家庭での消費拡大を目指します。

ウ．ブランド品の競争力強化

「下野ブランド力強化事業費補助金」を活用し、下野ブランドとして認定された特産品又は文化財等地域資源のブランド化強化を推進し、ブランド品の認知度及び売り上げの向上を目指します。

（2）観光事業の推進

下野市には、「東の飛鳥」と呼ぶにふさわしい、古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する史跡等が多数所在しており、このような歴史文化資源や近年新たにオープンした観光資源を融合、ネットワーク化すること、及び季節ごとのイベントを通して、魅力ある観光の創出を推進します。

また、大規模な国際イベント等の開催を見据えつつ、新たに創出した観光資源やルートなどをより早く情報発信することで、市民や来訪者の人的交流や経済循環などを促し、地域経済の発展、地域の活性化を図ります。

〔個別施策〕

- ・観光プロモーションの推進
- ・観光協会の充実、強化
- ・観光施設の環境整備、充実
- ・郷土愛の醸成
- ・新たな観光資源の開拓
- ・下野ブランドの活用
- ・広域観光との連携、推進
- ・外国人観光客誘客
- ・多言語対応マップの作成
- ・観光ガイドの多言語対応

- ・基本目標4 雇用・就業機会の拡充

⑧下野市環境基本計画（改訂版）

作成年月：平成30年（2018）3月、計画期間：平成30年度～令和4年度

本市の豊かで美しい自然及び歴史的・文化的環境を維持、向上させ、その恵沢でもある都市と農村が共生する特長を活かし、物やエネルギーを地域内で循環させる地産地消の社会システムを構築し、だれもが健康で生きがいを持ち、豊かな心のふれあいがある持続可能な地域社会の実現を目指して、環境保全への取組みを総合的・計画的に進めていくことを目的として策定された。

第Ⅲ編 みんなで協力して進めていく取組

協働の取組 —協働プロジェクト—

協働の取組1 しもつけ地産地消・資源循環

1-1 しもつけ豊かな里づくり

市民の取組：しもつけの歴史と文化を学びましょう

市民団体の取組：史跡・文化財等のボランティア活動に協力しましょう

市の取組：史跡・文化財の保護、歴史的・文化的環境の保全と創出など

○みんなで優先的に進めていく取組（協働の取組）の内容

- ・文化財保存会によるイベントなどの企画・実施
- ・歴史的景観を活かした植物の再生
- ・史跡地の除草活動

○取組を進めていくめやす

- ・文化財ボランティア等によるイベント参加者数

1,836人【H28（2016年度）】→2,300人【R4（2022）年度】

第Ⅳ編 市が進めていく取組

第1章 人と自然が調和するうるおいのある地域づくり

基本目標1 人と自然が調和するうるおいのある地域づくり

個別目標1-4 良好な景観と歴史文化がかおるまちづくり

○現状と課題 ・本市は古来より多くの古墳が造られ、下野薬師寺や下野国分寺・国分尼寺が建立されるなど、いにしへの時代からの歴史と文化があります。これらの歴史的・文化的環境や田園環境などは地域にとって良好な景観資源となっています。

- ・日光街道沿いの旧宿場町や自治医大駅を中心に開けた市街地、グリムの森や道の駅しもつけなど、各地で個性豊かなまち並みや新たな文化が形成されています。
- ・こうした優れた歴史・文化遺産や良好な景観を将来世代に受け継いでいくとともに、新しいまちづくりを含めた新たな景観づくりを進めていく必要があります。

○基本方針 ・史跡など歴史・文化遺産の保護・保全と活用に努めていきます。また、こうして歴史的・文化的環境をはじめ、食文化や医療文化など、新たな環境文化の形成に努めていきます。

施策1-4-1 歴史的・文化的環境の保全 ①歴史的・文化的環境の保全と啓発

- ・歴史・文化遺産及び周辺的环境や歴史的・文化環境の保存と活用を進め、地域の歴史文化を発信していきます。
- ・史跡の清掃活動や各種イベントの開催など、地域の歴史文化とふれあえる機会の充実と啓発を進めていきます。